

「木と暮らすデザインKYOTO」 名称及びロゴマーク使用規程

制定 令和3年6月1日決定

一部改正 令和5年4月1日決定

第1条 この規程は、「木と暮らすデザインKYOTO」（以下「本事業」という。）において、名称及びロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマーク）

第2条 ロゴマーク及び使用法は、別紙のとおりとする。

（権利）

第3条 名称及びロゴマークの権利は、京都市が所有する。

2 類似する名称やロゴマークと誤認される類似の文字及び図形を使用してはならない。

（使用）

第4条 名称及びロゴマークを使用する場合は、本市の承認を得なければならない。ただし、ロゴマークは次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するときはこの限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が、本事業の普及活動を行うとき。
- (2) 報道機関が本事業の報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が使用を適当と認めたとき。

（使用の制限）

第5条 次のいずれかに該当する場合は、名称及びロゴマークを使用することはできない。

- (1) 商品等に直接表示するもの。（本市が特に認めるものを除く。）
- (2) プロジェクトの趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの。
- (4) 宗教的又は政治的な目的を有するもの。
- (5) 名称及びロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認を与え、又は与えるおそれがあると認められるもの。
- (6) その他、市長が使用を認めることが適当でない判断するもの。

（使用料）

第6条 名称及びロゴマークの使用料は無料とする。

（使用の中止）

第7条 名称及びロゴマークの使用が本規程に違反していると認められる場合、市長はその使用の中止を求めることができる。

2 前項の規定により使用を中止した場合、使用を取り止めた者又は第三者に損害が生じて、京都市は一切その責めを負わないものとする。

（事故、苦情の処理）

第8条 名称及びロゴマークの使用した者の商品等又はサービスに係る事故、苦情、損害（以下「事故等」という。）が発生した場合は、名称及びロゴマークの使用者が、使用者の責任の下に処理しなけ

ればならない。

2 前項に規定する事故等について、京都市は一切その責めを負わないものとする。

(報告)

第9条 市長は、名称及びロゴマークの使用者に対し、その使用に関して必要と認められる場合には、使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、所管局長が別に定める。

附則

この規程は、決定の日から施行する。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。